

七条の九第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

9 第六十八条の四十三第十二項及び第十四項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の九第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十八の二第三項中」と読み替えるものとする。

10 第六項に定めるもののほか、第一項及び第三項から第五項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別

欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「鉱業を」を「、鉱業を」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「国内に」を「、国内に」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項及び第五項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の六十二第四項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得

金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「ついでにこれらの」を「ついでに、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八条の六十三第五項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第六項中「指定の日」の下に「同項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算」を加える。

第六十八条の六十四第一項中「平成十四年四月一日」を「平成十四年四月一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農用地利用集積準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「(第五項)」を「(以下この項及び第五項)」に、「には、前連結事業年度等」を「には、当該農用地等につき、前連結事業年度等」に、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は)」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する期間に係る決算。以下この章において同じ。)」において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに)」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第三項中「行為」の下に「(第二号において「接待等」という。)」を加え、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用」を「次に掲げる費用のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

第六十八条の六十六第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十八条の六十七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第六十条の九第十一項」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の十五第六項及び第七項」に改め、同条第五項第二号中「第六十八条の十五第六項」を「第六十条の十五第二項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八條の六十八第一項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十項」に、「第六十八條の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八條の十五第六項及び第七項」に改め、同條第二項第一号八を削り、同條第八項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十項」に、「第六十八條の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八條の十五第六項及び第七項」に改め、同條第九項中「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「第六十八條の七十九第十四項」を「第六十八條の七十九第十五項」に、「第六十八條の七十九第十六項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同條第十一項第二号中「第六十八條の十五第六項」を「第六十八條の十五第二項」に、「前條第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前條第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十項」に、「第六十八條の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八條の十五第六項及び第七項」に改め、同條第三項第十号中「第三十七條第四項第一号又は第二号」を「第三十七條第三項各号」に改め、同條第四項中「第六十八條の七十九第十四項」を「第六十八條の七十九第十五項」に、「第六十八條の七十九第十五項」を「第六十八條の七十九第十五項」に、「第六十八條の七十九第十五項」を「第六十八條の七十九第十五項」に改め、同條第四項中「第六十八條

八条の七十九第十六項」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に改める。

第六十八条の七十第一項中「第六十八条の七十二まで」を「以下第六十八条の七十二まで」に改め、

「当該連結事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の七十一第一項中「当該収用等のあつた日を含む連結事業年度の確定した決算（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算。以下この章において同じ。）において」を削り、「特別勘定として」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該収用等のあつた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中「終了の時ににおいて」を「に係る確定した決算」に改め、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十

八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項」を「第六十八条の七十一第十一項から第十三項まで」に改め、「において、第六十八条の七十一第十一項」の下に「若しくは第十二

項」を加え、「同条第十二項各号」を「同条第十三項各号」に改め、同条第九項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「についてはこれらの」を「については、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第十項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八條の七十四第一項中「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改め、同條第六項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同條第七項中「における」の下に「連結利益積立金額の計算及び」を加える。

第六十八條の七十五第一項及び第六十八條の七十六第一項中「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改める。

第六十八條の七十八第一項中「平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号）」を「平成二十三年三月三十一日まで（次の表の第十六号）」に、「第六十八條の八十まで」を「以下第六十八條の八十まで」

に、「次条第十四項及び第十五項」を「次条第十五項及び第十六項」に、「第二十一号」を「第十八号」に改め、「当該連結事業年度終了の時に於いて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は）」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに）」に改め、同項の表の第一号中「第十九号」を「第十六号」に改め、同表の第十号中「第十二号」を「第十号」に改め、同表の第十一号中「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第十三号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同表の第十五号及び第十六号を削り、同表の第十七号中「第十九号」を「第十五号」に改め、同号を同表の第十五号とし、同表の第十八号を削り、同表の第十九号を同表の第十六号とし、同表の第二十号中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同号を同表の第十七号とし、同表の第二十一号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十八号とし、同表第四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「同条第一項本文」を「同条第一項」に改め、同表第九項中「第

二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十二項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十五項第二号中「第十九号」を「第十六号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第九号」を「第十六号」に、「第二十一号」を「第十八号」に、「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第三項第二号中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第五項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第八項中「第二十一号」を「第十八号」に、「終了の時ににおいて」を「に係る確定した決算」に改め、同条第九項中「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十八項中「第八項から第十二項まで、第十四項及び第十五項」を「第八項から第十三項まで、第十五項及び第十六項」に、「第一項から第十五項まで」を「第一項から第十六項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二

十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を

「第十六号」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「当該連結事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める。

第六十八条の八十三第一項中「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時ににおいて」を「に係る確定した決算」に改め、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特

別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十四第一項中「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに）」に改める。

第六十八条の八十五第一項中「指定期間」を「指定期間」に、「の確定した決算において特別勘定として」を「に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当

該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時ににおいて」を「に係る確定した決算」に改め、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十五の二第一項中「当該連結事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改め、第三章第十九節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その有する国有財産特別措置法第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、棚卸資産を除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、同条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）

は、当該交換により取得した特定普通財産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の取得価額から当該交換により譲渡をした所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

- 二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額
- 三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額
- 3 第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。
- 4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十六条第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。

8 第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第一項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同法第八十一条の六第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」」を「同条第一項中「次項」」に、「前二項及び」を「次項又は」に改め、同条第六項中

「当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二 第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

第三章第二十三節の節名を次のように改める。

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例